

3.3.20 論文・作品の発表の場におけるピアレビューに関する倫理規程

2002年7月17日理事会決
2017年1月23日理事会決 イ)

序

日本建築学会は、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発展を図るために、会員に対する発表の場の整備、拡充を行い、論文集、技術報告集、英文論文集（これらを論文集等と称し、そこに掲載される内容を論文と称する）および作品選集の出版活動を推進してきた。イ)

今後ともこれらの活動が適切に行われるためには、論文集等へ論文の掲載を求めて投稿する著者、作品選集へ作品の掲載を求めて応募する設計者、掲載の可否を審査する査読者・選考委員、またそれらを編集・出版する委員会のそれぞれが、倫理的な規準を満たして活動しなければならない。

倫理規程は、個々の論文と作品を、オリジナリティを有し優れた水準が確保されたものとするために必要とされる。しかもその際に、著者・設計者は他者の諸権利を侵害してはならないし、査読者・選考委員は著者・設計者の諸権利を侵害してはならない。

本会では既に1999年に「倫理綱領・行動規範」を制定・公表している。本倫理規程はこの綱領・規範のもとに、論文・作品の発表・掲載をより一層学会内・外から信頼されるものとするべく、制定し公表するに至ったものである。

1章 論文集等

1節 著者の義務

1.1 論文の要件

投稿する論文は応募規程に示された諸条件を満たしたもので、学術・技術あるいは芸術の進歩発展に資するに足る水準が確保されたものでなければならない。また、研究が多くの者の関与においてなされた一連のものである場合でも、当該論文は、著者が直接に関与した部分について一つの完成したものとして取りまとめられていなければならない。

1.2 共同著者

共同著者とは、当該論文の完成に意義ある貢献を果たし論文内容に共同の責任を負える者全員であり、またその範囲に限られる。筆頭に名を掲げる主著者は、論文への貢献が最も高いと認められる者でなければならない。主著者には共同著者にその完成稿を提示し投稿への同意を得ることが求められる。なお死去した者であっても、これらの条件（同意の条件は必須とせず）のもとに共同著者となることができる。

1.3 十分な情報の提供

論文において著者は、同じ分野を研究する者がその研究を再現したり検証・評価しうるに足る情報を提供し、論証の過程を示さなければならない。また、既往論文等についての十分なレビューを行うとともに、引用する場合にはその引用元を示さなければならない。

1.4 他者からの引用に際しての注意

著者は他者からの情報を引用するにあたって、それが読者にも入手可能であることを確認するとともに、他者がもつ著作権の存在に留意しなければならない。

1.5 捏造の禁止

投稿原稿には捏造された情報が含まれてはならない。捏造とは故意に自己または他者のデータを改竄することである。

1.6 既往論文の批判的引用に関する注意

著者が既往論文に対し学術的根拠をもって批判的に引用・記述することは許されるが、誹謗はもちろんとし根拠不明のままに批判することは許されない。

1.7 調査対象者・被験者の人権等の保護

著者は論文に先立つ研究において、調査等の対象となる市民の人権等を侵害してはならず、また実験等に際しては被験者の生命・健康・プライバシーおよび尊厳を守らなければならない。

1.8 査読者守秘義務の尊重

著者は査読者の守秘義務を尊重しなければならない。査読者を特定、接触しようと試みたり、客観的な査読を攪乱、妨害するような言動は厳に慎まなければならない。

1.9 商業的意図等の排除

明らかに商業的意図あるいは政治的、宗教的意図があると判断される論文は不適切である。

1.10 他者の権利を侵害した場合の責任

論文の内容が他者の著作権を侵害した場合には、その責任はすべて著者にあつて、本会はこれらに関し直接的な責任を負うものではない。

2節 査読者の義務

2.1 査読者の役割の自覚

論文掲載の可否を判断するに際して査読者の役割は極めて大きく、その責任の重大性を自覚して査読期限を守り速やかに進めなければならない。

2.2 査読の辞退

査読依頼を承諾することは会員として果たすべき義務であるが、査読者が著者や当該論文等との個人的な利害の関係、あるいは自己が専門とする分野との不整合等の事情で査読に相応しくないと判断した場合、また査読についての時間的余裕がないと判断した場合には、速やかに査読を辞退しなければならない。

2.3 査読の客観性の確保

査読は建築学の進歩発展への有益性の観点から、客観的かつ論理的になされなければならない、個人的な考え方や、著者あるいは当該論文への好悪の感情をもととする客観的でない、また論理的でない判断は厳に控えなければならない。

2.4 論文の有益性

有益性とは、建築学においてこれまで培われてきた学術・技術・芸術的な蓄積をさらに高めることを意味する。ただし、従来獲得されてきた方向性と異なるものであつても、当該論文においてその妥当性が証明され、あるいは妥当性が論争されるべきと判断される場合においては、それを拒否することがあつてはならない。

2.5 著者への配慮

査読結果の記述は論理的であるとともに、著者に理解しうる文章表現でなされなければならない。また査読に際しては、著者の人格や知的独立性に十分な敬意を払い、それらへの軽視を疑わせるような記述は避けなければならない。

2.6 守秘義務

査読者は査読の依頼を受けた事実、また査読中の論文の全部あるいは一部の内容を他者に漏らしてはならない。

2.7 自己のための利用禁止

査読者は当該論文が公刊されるまでは、その内容を自己のために利用してはならない。

2.8 論文集委員会等への報知

査読者は論文の内容が既に公刊された論文と同一であることを発見したり、同一である疑いがあると判断した場合には、速やかに論文集委員会、技術報告集委員会、英文論文集委員会（論文集委員会等と総称する）にそれを報知しなければならない。また査読者は当該論文の中に捏造を発見したり、その疑いがあると判断した場合には、速やかに論文集委員会等にそれを報知しなければならない。イ)

3 節 論文集委員会等の義務

3.1 論文集委員会等の公正な運営

論文集委員会等は本規程の序に述べた目的を達成するため、公正な運営に努めなければならない。

3.2 査読者の選定

論文集委員会等は当該論文の査読のために前もって定めた会員よりなる候補者から、専門性を考慮して最も適切な査読者を選定する。なおそれが必要と考えられる場合には、候補者以外の会員および会員以外からも査読者を選定しうる。査読者の選定は公正に行わなければならない。

3.3 委員の守秘義務

論文集委員会等の委員は査読に関する事項を他者に漏らしてはならない。

3.4 異議の申し立て

論文集委員会等是不採用となった論文の著者から審査結果を不服とする旨の申し出があった場合には、当該申し立ての妥当性を速やかに検討しなければならない。検討結果は委員会名で著者に通知するとともに、異議が妥当とされた場合には適切な措置を取らなければならない。

2 章 作品選集

1 節 設計者の義務

1.1 作品の要件

応募する作品は募集要領に示された諸条件を満たしたもので、学術・技術あるいは芸術の進歩発展に資するに足る水準が確保されたものでなければならない。

1.2 共同設計者

共同設計者とは、当該作品の完成に意義ある貢献を果たし作品内容に共同の責任を負える者全員であり、またその範囲に限られる。筆頭に名を掲げる主設計者は、作品への貢献が最も高いと認められる者でなければならない。主設計者には共同設計者にその完成作品を提示し応募への同意を得ることが求められる。なお死去した者であっても、これらの条件（同意の条件は必須とせず）のもとに共同設計者となることができる。

1.3 他者の権利を侵害した場合の責任

作品の内容が他者の著作権等を侵害した場合には、その責任はすべて設計者にあつて、本会にはこれらに関し直接的な責任を負うものではない。

2 節 選考委員の義務

2.1 選考委員の役割の自覚

作品掲載の可否を判断するに際して選考委員の役割は極めて大きく、その責任の重大性を自覚して選考作業を進めなければならない。

2.2 選考の辞退

選考委員は設計者との関係等において当該作品の選考に相応しくないと自らが判断した場合、あるいは作品選集委員会により同様の判断がなされた場合、当該作品の選考を辞退しなければならない。

2.3 守秘義務

選考委員は選考結果が公表されるまでは、選考に関する事項を他者に漏らしてはならない。

3 節 作品選集委員会の義務

3.1 作品選集委員会の公正な運営

作品選集委員会は本規程の序に述べた目的を達成するため、公正な運営に努めなければならない。

- 付則 1. この規程は 2002 年 7 月 17 日から施行する。
2. この規程は 2017 年 1 月 23 日から施行する。 イ)

注 1：本規程の作成にあたっては、「Ethical Standards for Publication of ASCE Journals」を参考にした。

注 2：表題にあるピアレビュー（peer review）とは専門を同じくする会員による公正な評価のことである。